

議案第38号 小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市多目的研修集会施設設置条例(昭和56年小松島市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この施設の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) <u>感染症の疾患又は精神に障害があると認められる者</u></p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(4) その他設置の目的から適当でないと認められる者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この施設の利用を承諾しないものとする。</p> <p>(1) <u>感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがある者</p> <p>(4) その他設置の目的から適当でないと認められる者</p>	<p>改正</p>